

# 事業継続支援金支給事業

申請期限は令和3年6月30日(水)まで

新型コロナウイルス感染症の影響等により令和2年11月から令和3年3月までの期間において影響を受ける市内事業者に対し、事業継続を下支えするために支援金を支給します。

## 金額

事業所数	支給額
市内に1事業所	15万円
市内に複数事業所	25万円

## 支給対象

申請日時点で、以下のすべての要件を満たしている事業者が支給の対象となります。

区分	支給要件
	法人の場合は、北広島市内に本店 1 及び事業所があること。 個人事業主の場合は、北広島市内に事業所があること。 2
	令和2年12月1日以前から事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思があること。
	以下のいずれかに該当すること。 ア 令和2年11月から令和3年3月までのいずれかの月において、前年同月（令和2年4月以降に開業している場合は前月）と比較した <u>売上減少率が30%以上</u> であること。 イ 令和2年11月から令和3年3月までの連続する3か月の売上合計が、前年同期の合計と比較して <u>売上減少率が20%以上</u> であること。
	新しい生活様式を実践していること。

- 1 法人の場合は、法人登記上の本店を北広島市内としている必要があります。
- 2 個人事業主で事業収入がなく、主たる収入を不動産収入、雑収入、給与収入で確定申告している場合は別途要件があります。

## 市内事業者について

北広島市内に事業所（店舗）がある事業者が対象となります。

北広島市内に本店登記のみがあり、事業所（店舗）がない場合は対象となりません。

事業所（店舗）を持たない事業者（フリーランスを含む）については、住民登録が北広島市内にある必要があります。

## 「新しい生活様式」の実践について

新型コロナウイルス感染症等の拡大を防ぐため、国民一人ひとりが今後の日常生活で心がけていただきたい実践例として、国が示したものです。

- 例)・3つの密（密閉、密集、密接）の防止（換気や行列間隔の工夫など）
- ・飛沫感染・接触感染の防止（マスクの着用など）
  - ・移動時の感染抑止（時差勤務や在宅勤務など）
  - ・発熱者等の施設への入場防止（従業員来訪者の検温体調確認など）
  - ・「北海道スタイル」安心宣言に掲げる取り組みの実施など

# 申請手続き

## 1 受付期間

3月19日(金)から**6月30日(水)まで** 消印有効

## 2 申請方法

郵送又は窓口 提出先：〒061-1192(住所不要)北広島市 経済部 商工業振興課

郵送による申請を推奨しています。

## 3 必要書類

申請書に必要書類を添えて、商工業振興課の窓口または郵送提出してください

申請書兼請求書

誓約書

振込先口座の通帳またはキャッシュカードの写し

本人確認書類の写し(個人事業者のみ)

登記事項全部証明書または商業登記簿謄本の写し(法人のみ)

税の申告状況がわかる資料

ア 直近の法人事業概況説明書

イ 確定申告書第一表の写し

ウ 市民税道民税申告書(国税の申告義務のない事業者)

令和2年11月から令和3年3月までの売上がわかる資料

ア 前年同月と比較する場合は、対象期間のいずれかの月の売上と、前年同月の資料(減少率30%以上)

イ 令和2年2月1日以降に開業しているため、前年同月の比較対象月がない場合は、いずれかの月とその前月の資料(減少率30%以上)

ウ 連続する3か月の合計で計算する場合は、対象期間すべての売上と、前年同期の資料(減少率20%以上)

例)売上帳、計算表など

## 4 よくあるご質問

Q 北広島市外に本店がありますが、支店は北広島市内にあります。支援金の対象となりますか。

A 北広島市外に本店がある場合は対象となりません。北広島市内に本店と事業所(店舗等)があれば対象となります。個人事業者については、事業所を持たない場合は市内に営業拠点となる事務所(自宅可)があれば対象となります。

Q 国や市のほかの支援金を受けていますが、支援金の対象となりますか。

A 本支援金は、国や市等の各種支援金を受け取っていても対象となります。

Q 北広島市内に複数の店舗を営んでいます。要件に該当すれば店舗の数だけ支援金がもらえますか。

A 複数店舗を営んでいる場合の支給額は、店舗数に関わらず25万円となります。

問合せ・提出先：北広島市 経済部 商工業振興課

〒061-1192(住所不要) 北広島市役所4階 電話 011-372-3311